

特養利用料金(多床室)

R6.6.1

対象者	要介護度	居住費	食費	介護サービス1割負担	日常生活継続支援加算	看護体制加算		夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算	合計金額(円)		
						I	II				1日合計	1か月合計(30日)	
第一段階 生活保護受給者	要件なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第一段階 老齢福祉年金受給者	1,000万円 (2,000万円)	0	300	0	0	0	0	0	0	0	300	9,000	
													①
													②
													③
													④
⑤													
第二段階 本人の公的年金収入額(※)とその他の合計所得金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)	370	390	694	36	4	8	13	12	107	1,634	49,020	
											①		
											②		
											③		
											④		
⑤													
第三段階① 本人の公的年金収入額(※)とその他の合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円 (1,550万円)	370	650	694	36	4	8	13	12	107	1,894	56,820	
											①		
											②		
											③		
											④		
⑤													
第三段階② 本人の公的年金収入額(※)とその他の合計所得金額が120万円超	500万円 (1,500万円)	370	1,360	694	36	4	8	13	12	107	2,604	78,120	
											①		
											②		
											③		
											④		
⑤													
第四段階 上記以外の方 (266万以上)		940	1,600	694	36	4	8	13	12	107	3,414	102,420	
											①		
											②		
											③		
											④		
⑤													
第四段階(2割負担) 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入+その他の合計所得金額が 単身世帯:280万以上 2人以上の世帯:346万以上		940	1,600	1,388	72	8	16	26	24	214	4,288	128,640	
											①		
											②		
											③		
											④		
⑤													

【その他加算】

- ・安全対策体制加算 20円/入所時1回加算
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ) 20円/月
- ・口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110円/月
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50円/月

※非課税年金も含まれます。(非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。)
 居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。
 介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。